

## 実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること
--------------	--

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいつくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-1	<b>高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいつくり及び社会参加を推進すること</b>
個別目標 1		効果的な介護予防・健康づくりを推進すること  (評価対象事務事業) ・継続的評価分析等事業 ・地域支援事業(介護予防特定高齢者施策)
個別目標 2		介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること  (評価対象事務事業) ・地域支援事業(介護予防一般高齢者施策) ・介護予防市町村支援事業
個別目標 3		高齢者の社会参加・生きがいつくりのための活動を支援すること  (評価対象事務事業) ・高齢者地域福祉推進事業 ・地域支援事業(任意事業)
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 高齢者が尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、介護予防が円滑に展開されるよう支援体制や評価体制を整備する。		
2 根拠法令等 ○介護保険法(平成9年法律第123号) ○地域支援事業実施要綱(平成19年老発第0413001) ○介護予防市町村支援事業実施要綱(平成18年老発第0331025) 等		
主管部局・課室	老健局老人保健課	
関係部局・課室	老健局振興課・介護保険計画課	

## 2. 現状分析(施策の必要性)

介護保険制度の施行後、要支援・要介護認定者数は増加しており、施行直後と施行8年後の要支援・要介護認定者数と比較すると約2.1倍となっている。特に軽度者(要支援1～要介護1)は、約2.3倍と大きく増加している。軽度者は、体を動かさないことにより徐々に生活機能が低下していく「老年症候群」の状態にある者や、その状態にある可能性の高い者が多いことが特徴であり、こうした者が、本人でできることは可能な

限り本人が行うという観点で、介護予防サービスの適切な利用や介護予防事業への参加等により、状態の維持・改善を図ることが期待されている。

### 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	改善した特定高齢者の人数 (前年度以上/毎年度)	-	-	16,144 [-%]	54,793 [339.4%]	集計中
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>指標1は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。なお、介護予防事業とは、平成18年度から創設された、市町村が地域支援事業として実施している事業であり、要支援・要介護となる前の高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防する目的で行われている事業である。</p> <p>介護予防事業は、基本チェックリスト等の生活機能評価によりスクリーニングされた要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者(特定高齢者)を対象とする特定高齢者施策(ハイリスクアプローチ)と、全ての高齢者を対象とする一般高齢者施策(ポピュレーションアプローチ)を組み合わせで行われている。</p> <p>平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年3月頃に公表予定。</p> <p>なお、予防給付受給者については、全国的な指標はないが、継続的評価分析支援事業(継続的評価分析支援事業とは、国が新予防給付サービス等の費用対効果等の評価・検証を行うに当たり、そのデータを取得するため、自治体における評価・検証等に資する事業を支援するための事業)に基づき全国83市町村から収集したデータ(老健局調べ)を分析した。その分析によって、平成19年1月～12月の事業参加市町村における予防給付受給者(要支援1相当)の状態を一年間追跡したところ、76.6%の者が維持改善しており、予防給付導入前の平成16年1月～12月の割合(61.1%)に比べ増加となっており、予防給付導入による効果が検証された。</p> <p>【参考】厚生労働省ホームページ  <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html</a>  <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html</a>  <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/s0528-5.html">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/s0528-5.html</a></p>						
参考統計		H16	H17	H18	H19	H20
1	特定高齢者施策参加者数(人)	-	-	50,965	109,356	集計中
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <p>参考統計1は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。</p> <p>なお、平成20年度の数値は、平成22年3月頃に公表予定である。</p>						
<p>施策目標の評価</p> <p>【有効性の観点】 平成19年度は、54,793人の特定高齢者が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増加している。</p> <p>また、継続的評価分析支援事業の参加市町村における予防給付受給者(要支援1相当)のうちの維持改善した者の割合は、平成16年に比べて、平成19年の方が増加している。このように、介護予防事業の実施や新予防給付により、介護予防・健康づくり等が推進されており、施策目標達成のための有効な取組を行うことができたものと評価できる。</p> <p>【効率性の観点】 平成19年度は、改善した特定高齢者の人数が増加するとともに、参考指標1にあるように、特定高齢者施策参加者数も増加している。また、継続的評価分析等支援事業の参加市町村における要支援1相当の者及び特定高齢者相当の者1人1年間にかかる費用は、平成16年に比べ平成19年の方がそれぞれ減少している。このように、特定高齢者事業及び予防給付の効率的な実施が図られたところであり、施策目標達成のための効率的な取組を行うことができたものと評価できる。</p>						

## 【総合的な評価】

介護予防事業の実施や新予防給付等の取組を通じて、高齢者の介護予防・健康づくりの推進等を図ることができたものと評価できる。したがって、今後とも、これまで行ってきた取組を継続していくことが必要である。

## 4. 個別目標に関する評価

## 個別目標1

効果的な介護予防・健康づくりを推進すること

## 個別目標に係る指標

## アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 特定高齢者施策参加者数(人)	-	-	50,965	109,356	集計中

(調査名・資料出所、備考)

指標1は、介護予防事業報告(老健局調べ)による。なお、介護予防事業とは、平成18年度から創設された、市町村が地域支援事業として実施している事業であり、要支援・要介護となる前的高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを予防する目的で行われている事業である。

介護予防事業は、基本チェックリスト等の生活機能評価によりスクリーニングされた要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者(特定高齢者)を対象とする特定高齢者施策(ハイリスクアプローチ)と、全ての高齢者を対象とする一般高齢者施策(ポピュレーションアプローチ)を組み合わせで行われている。

平成20年度の数値は現在集計中であり、平成22年3月頃に公表予定。

なお、予防給付受給者については、全国的な指標はないが、継続的評価分析支援事業(継続的評価分析支援事業とは、国が新予防給付サービス等の費用対効果等の評価・検証を行うに当たり、そのデータを取得するため、自治体における評価・検証等に資する事業を支援するための事業)に基づき、全国83市町村から収集したデータ(老健局調べ)を分析した。その分析によって、平成19年1月～12月の事業参加市町村における予防給付受給者(要支援1相当)の状態を一年間追跡したところ、76.6%の者が維持改善しており、予防給付導入前の平成16年1月～12月の割合(61.1%)に比べ増加となっており、予防給付導入による効果が検証された。

【参考】厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0411-2.html>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html>

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/05/s0528-5.html>

## アウトプット指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

	H16	H17	H18	H19	H20
1 運動器の機能向上プログラムを実施した市町村の数(単位:市町村の数) (前年度以上/毎年度)	-	-	1,216 [-%]	1,517 [124.8%]	集計中
2 栄養改善プログラムを実施した市町村の数(単位:市町村) (前年度以上/毎年度)	-	-	596 [-%]	735 [123.3%]	集計中
3 口腔機能の向上プログラムを実施した市町村の数(単位:市町村の数) (前年度以上/毎年度)	-	-	527 [-%]	1,037 [196.0%]	集計中

(調査名・資料出所、備考)

指標1～3は介護予報事業報告(老健局調べ)による。なお、介護予防事業は、平成18年度から開始された事業である。指標1～3の平成20年度数値は現在集計中であり、平成22年3月頃公表予定である。

【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html					
個別目標1に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）					
平成19年度は、54,793人の特定高齢者が改善しており、前年度の16,144人に比べて大幅に増加している。また、平成19年1月～12月の継続的評価分析支援事業参加市町村における予防給付受給者の状態を1年間追跡したところ、76.6%の者が維持改善しており、施策導入前の平成16年1月～12月の割合61.1%より多かった。 このように、介護予防事業の実施と予防給付により、効率的な介護予防・健康づくりが推進されていると評価できる。 また、平成19年度は、改善した特定高齢者の人数が増加するとともに、通所型介護予防事業において、運動器の機能向上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能の向上プログラムを実施する市町村数が一年間でそれぞれ124.8%、123.3%、196.0%と増加していることから、全国的に事業の拡大が図られている。また、継続的評価分析等支援事業の参加市町村における要支援1相当の者及び特定高齢者相当の者1人1年間にかかる費用は、平成16年に比べ平成19年の方がそれぞれ減少している。このことから、事業が効率的に実施され、個別目標1の達成に向けて、効率的な取組が図られていると評価できる。 今後は、更なる事業の充実により、特定高齢者・予防給付受給者の機能向上、維持改善を図る。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	継続的評価分析等事業				
平成20年度 予算額等	400百万円（補助割合：[国10/10][ / ][ / ]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	372百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
介護保険制度改革に伴い創設された新予防給付及び介護予防事業について、その実施状況や効果に関するデータを収集し、評価分析を行った。なお、新予防給付とは、要支援の者に提供される介護予防サービスであり、介護予防事業とは、要支援・要介護となる前の高齢者に対して要支援・要介護状態となることを予防するために実施する事業である。本事業には83市町村が参加した。					
政府決定・重要施策との関連性					
介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）の附則において、「政府は、法律の施行後3年を目途として、予防給付及び地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」こととされた。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	-	-	400	400	400
予算上事業数等 実施市町村数	-	-	100	100	100
事業実績数等 実施市町村数	-	-	67	83	83
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
予防給付及び介護予防事業について、平成18年度から平成20年度にかけて、その実施状況や効果に関するデータを収集し、その評価分析を行った。その結果、予防給付等について維持改善する者の割合が施策導入前の61.1%から76.6%に増加する等施策導入による効果等が検証された。この事業の成果により、今後とも、介護予防・健康づくりを積極的に推進することに意義があることが示されたところであり、本事業は、効果的な介護予防・健康づくりの推進に資するものであると評価できる。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	地域支援事業（介護予防特定高齢者施策）				

平成20年度 予算額等	67,676百万円(補助割合:[国25/100][都道府県12.5/100][市町村12.5/100]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	地域支援事業交付金58,381百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者(特定高齢者)を早期に発見し、特定 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防することを目的として、通所型介護予防 事業、訪問型介護予防事業を実施する。 通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業では、運動器の機能向上プログラム、栄 養改善プログラム、口腔機能の向上プログラム等を活用し、生活機能の改善や認知症予 防・支援などを行う。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移 (補正後) (百万円)	-	-	47,311 (※1)	53,853 (※1)	62,632 (※1)
予算上事業数等	-	-	- ※2	- ※2	- ※2
事業実績数等	-	-	- ※2	- ※2	- ※2
(参考) 運動器の機能向上プ ログラムを実施した 市町村の数 (単位:市町村)	-	-	1,216 [-%]	1,517 [124.8%]	集計中
(参考) 栄養改善プログラム を実施した市町村の 数 (単位:市町村)	-	-	596 [-%]	735 [123.3%]	集計中
(参考) 口腔機能の向上プロ グラムを実施した市 町村数 (単位:市町村数)	-	-	527 [-%]	1,037 [196.0%]	集計中
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
地域支援事業(介護予防特定高齢者施策)の実施により、事業の参加者数が2倍に増 加する一方で、事業に参加して改善した者の数は3.4倍に増加し要介護状態等となる ことの予防を図ることができた。また、通所型介護予防事業において、運動器の機能向 上プログラム、栄養改善プログラム、口腔機能プログラムの向上プログラムを実施する 市町村数が一年間でそれぞれ124.8%、123.8%、196.0%と増加していることから、 全国的に事業の拡大が図られている。したがって、本事業の実施によって、効果的な介 護予防・健康づくりが推進されているものと評価できる。					
※1 地域支援事業交付金の全体の内数である。 ※2 地域支援事業交付金の予算額は、給付見込額の3%を計上したものであり、予算 を積算する上で、事業数等を見込んでいないこと、また、本事業は地域支援事業の内 訳であり、本事業のみの事業実績報告数を保険者から報告されていないため、「予算 事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。					

## 個別目標2

介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること

## 個別目標に係る指標

アウトプット指標  
(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数（単位：人） （前年度以上／毎年度）	-	-	5,752,149 【-％】	9,185,145 【159.7％】	集計中
（調査名・資料出所、備考） ・ 指標1は介護予防事業報告（老健局調べ）による。なお、介護予防事業は、平成18年度から開始された事業である。指標1の平成20年度数値は現在集計中であり、平成22年3月頃公表予定である。 【参考】厚生労働省ホームページ <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0417-1.html</a>						
個別目標2に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）」の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）						
介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数が5,752,149人から9,185,145人へ増加していることから、地域支援事業（介護予防一般高齢者施策）等を通じて、介護予防に対しての十分な理解が促進され、介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援が実施されているものと評価できる。今後、更に効果的な普及啓発を実施し、介護予防に対しての理解を促進する。						
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価						
事務事業名	地域支援事業（介護予防一般高齢者施策）					
平成20年度予算額等	67,676百万円（補助割合：[国25/100][都道府県12.5/100][市町村12.5/100]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）					
平成20年度決算額	地域支援事業交付金58,381百万円の内数					
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）					
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）						
地域において、ボランティアや地域活動組織により、社会参加を通じた介護予防に資する活動が広く実施され、このような活動に地域の高齢者が主体的に参加するような地域社会の構築を目指して、健康教育等を通じた介護予防に関する知識の普及・啓発や、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う。						
事業（予算）実績等	H16	H17	H18	H19	H20	
予算推移（補正後）（百万円）	-	-	47,311 （※1）	53,853 （※1）	62,632 （※1）	
予算上事業数等	-	-	-	-	-	
事業実績数等	-	-	※2	※2	※2	
（参考） 介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数（単位：人）	-	-	5,752,149 【-％】	9,185,145 【159.7％】	集計中	
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）						
事業の推進により、介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数が平成19年度には平成18年度の約1.6倍に増えており、介護予防に関する普及・啓発が効果的に行われた。今後、更に効果的な普及啓発を実施し介護予防に関する知識の充実を図る。						
※1 地域支援事業交付金の全体の内数である。 ※2 地域支援事業交付金の予算額は、給付見込額の3%を計上したものであり、予算を積算する上で、事業数等を見込んでいないこと、また、本事業は地域支援事業の内訳であり、本事業のみの事業実績報告数を保険者から報告されていないため、「予算事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。						
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価						
事務事業名	介護予防市町村支援事業					

平成20年度 予算額等	183百万円（補助割合：[国1/2][都道府県1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	124百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
市町村が行う介護予防事業が効果的に実施されるよう、都道府県に「介護予防市町村支援委員会」を設置し、広域的な視点から、市町村が行う介護予防に関する事業について様々な支援（住民に対する介護予防に関する普及啓発、市町村の担当者等の資質の向上のための研修等）を行う。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	-	-	280	282	183
予算上事業数等 実施都道府県数	-	-	47	47	47
事業実績数等 （例）箇所数 実施都道府県数	-	-	40	45	45
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
普及啓発活動の担い手である市町村職員・介護関連事業担当者に対する研修について、その実施日数を255日から321日に増加させるなど、介護予防市町村支援事業の実施を通して、介護予防に関する講演会、相談会等への参加者数が増大するなど、介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援が図られたところであると評価できる。今後とも、更に充実した内容の研修を実施し、効果的な普及啓発を行う。					

個別目標3						
高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 （達成水準／達成時期）						
※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	老人クラブ加入者数（前年度以上／毎年度）（単位：千人）	8,190 【98.8%】	7,808 【95.3%】	7,680 【98.4%】	7,444 【96.9%】	7,273 【97.7%】
2	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施市町村数（単位：市町村数） （前年度以上／毎年度）	-	-	278 【-%】	235 【84.5%】	-
（調査名・資料出所、備考）						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、「社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）」（大臣官房統計情報部調べ）における各年度の全国老人クラブ数及び会員数より1クラブ当たりの平均会員数を求め、これに老人クラブ活動等事業を実施しているクラブ数を乗じた数を加入者数とした。</li> <li>指標2は、「介護保険事務調査」（老健局介護保険課調べ）によるものであり、毎年4月1日現在の数値である。なお、当該事業は、平成18年度より地域生活支援事業交付金の任意事業として実施されているものであるため、平成18年度以降の数値を記載している。</li> </ul> <p>なお、平成20年度の統計調査は実施しておらず、次回の統計調査は平成21年度に実施予定である。</p>						
個別目標3に関する評価（個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から）						
リーダーとなる人材の不足、地域コミュニティの意識の希薄化等から、老人クラブの解散等が増加しており、老人クラブ加入者は減少傾向にあるが、高齢者地域福祉推進事業により、老人クラブ加入者数の減少を抑え、老人クラブ活動の推進を図ることができ						

たものと評価できる。

また、平成18年度から、地域支援事業を創設し、市町村が、任意で、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施できるようにした。この高齢者の生きがいと健康づくり推進事業を実施する市町村については、平成18年度から平成19年度にかけては減少しているものの、200を超える市町村が実施しており、地域支援事業は、高齢者の生きがいづくり・健康づくりの推進に効果があったものと考えられる。

このように、老人クラブ加入者数及び高齢者の生きがい健康づくり推進事業実施市町村数は減少傾向にあるものの、これまでの事業実績を礎として市町村や地域コミュニティで高齢者の生きがいと健康づくりに資する独自の取組が実施されていることもある等、これまでの取組を通じて、高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援することができたものと考えられるところであり、今後とも、これまでの取組を実施していくことが必要であると考えられる。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	高齢者地域福祉推進事業				
平成20年度 予算額等	3,040百万円 ①単位老人クラブ事業 (補助割合：[国1/3][都道府県1/3][市町村1/3]) (補助割合：[国1/3][指定都市2/3]) (補助割合：[国1/3][中核市2/3]) ②市町村老人クラブ連合会事業 (補助割合：[国1/3][都道府県1/3][市町村1/3]) (補助割合：[国1/3][指定都市・中核市2/3]) ③都道府県・指定都市老人クラブ連合会事業 (補助割合：[国1/2][都道府県・指定都市1/2]) ④その他生きがい、健康づくり及び社会参加の促進を目的とする事業 (補助割合：[国1/2][都道府県・指定都市1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )				
平成20年度 決算額	2,577百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
老人クラブ活動の育成を図るとともに、高齢者の社会活動を振興し、ボランティア活動を始めた地域を豊かにする各種活動への参加など高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業等の支援等を行う。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	3,040	3,040	3,040	3,040	3,040
予算上事業数等 老人クラブ加入者数 （人）	8,286	8,190	7,808	7,680	7,444
事業実績数等 老人クラブ加入者数 （人）	8,190	7,808	7,680	7,444	7,273
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
老人クラブ指導者の養成訓練、老人クラブの活動推進等を図るための本事業の実施を通じて、リーダーとなる人材の不足、地域コミュニティの意識の希薄化といった状況の中で、老人クラブ加入者の確保が図られ、また、これまでの本事業の実績を礎として市町村や地域コミュニティで高齢者の生きがいと健康づくりに資する独自の取組が実施されていることもあるなど、高齢者の健康づくり・生きがいづくりを行う上で本事業は非常に有効であったと考えられる。今後とも、各地域の老人クラブの活動がより一層充実するよう、本事業を通じて継続的に支援を実施することが必要である。					
個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価					
事務事業名	地域支援事業（任意事業）				
平成20年度 予算額等	地域支援事業交付金67,676百万円の内数（補助割合：[国40.5/100][都道府県20.25/100][市町村20.25/100]）				



	一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 ( )				
平成20年度 決算額	地域支援事業交付金58,381百万円の内数				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ( )				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
地域社会において、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、地域における様々な社会資源を活用し、スポーツ交流や奉仕活動など各種活動を行う事業を支援する。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移 (補正後) (百万円)	-	-	47,311 (※1)	53,853 (※1)	62,632 (※1)
予算上事業数等	-	-	- ※2	- ※2	- ※2
事業実績数等	-	-	- ※2	- ※2	- ※2
(参考) 高齢者の生きがいと 健康づくり推進事業 実施市町村数 (単位:市町村数)	-	-	278 【-%】	235 【84.5%】	- (20年度末調査)
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
地域社会における様々な社会資源を活用し、高齢者等のための各種活動を支援することにより、平成18年から平成19年にかけては減少しているものの、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施市町村数が一定程度確保されるなど、高齢者の生きがいづくりを支援しているものであり、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことに資する有効な事務事業であると評価できる。今後とも、各市町村の取組がより一層充実し、実施規模も拡大されるよう、継続的に支援することが必要である。					
※1 地域支援事業交付金の全体の内数である。					
※2 地域支援事業交付金の予算額は、給付見込額の3%を計上したものであり、予算を積算する上で、事業数等を見込んでいないこと、また、本事業は地域支援事業の内訳であり、本事業のみの事業実績報告数を保険者から報告されていないため、「予算事業数等」及び「事業実績数等」は記載していない。					

## 5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標1 目標達成率 集計中% (目標達成率を算定できない場合、その理由) 指標1については、現在集計中である。
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 ( <input type="checkbox"/> ) 見直しを行わず引き続き実施 (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由) 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するため、引き続き介護予防関連事業を推進する必要があるとともに、これまで行われてきた取組に有効性及び効率性が認められるため。
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)
(施策目標に係る指標)
i 指標の変更を検討
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討
(個別目標に係る指標)
i 指標の変更を検討

ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討  
(理由)

6. 特記事項

- ①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当
  - (1) 有・無
  - (2) 具体的記載
- ②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当（※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。）
  - (1) 有・無
  - (2) 具体的内容
- ③審議会の指摘
  - (1) 有・無
  - (2) 具体的内容
- ④研究会の有無
  - (1) 有・無
  - (2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
- ⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当
  - (1) 有・無
  - (2) 具体的状況
- 介護保険事業等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成20年9月）  
「要介護等状態の軽減又は悪化を防止することにより介護保険給付費の抑制を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。
  - ① 介護予防サービス等の利用により要支援1及び要支援2の状態を維持・改善するという効果を広く広報することにより、介護予防サービス等の利用促進を図ること。
  - ② 介護予防サービス計画の作成について、介護報酬が妥当なものであるか否かについて、検証すること。
  - ③ 特定高齢者に対する介護予防事業について、費用対効果の観点から厳密な分析を行い、その結果を踏まえ、事業の在り方を検討すること。」
- ⑥会計検査院による指摘
  - (1) 有・無
  - (2) 具体的内容
- ⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。